

様式第 1－2 号

上三川町事後審査型条件付き指名競争入札共通事項（総合評価落札方式）

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

入札参加申請時において次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく上三川町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後、上三川町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 上三川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

2 競争入札参加手続

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）に参加を希望する者は、あらかじめ上三川町電子入札システムの利用者登録をすませ、同システムからにより参加申請を行うものとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。
- (2) 参加申請受付期限までに参加申請をした者は、原則として、当該競争入札に参加できるものとする。

3 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、町ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等に対する質疑がある場合は、指定した期日までに質疑書により提出する（電子メールによる）こと。提出方法等について別途入札公告に定めがある場合はこれによる。
なお、質疑のない場合でも「質疑なし」として、必ず質疑書を提出すること。
 - ・回答は指定した期日に書面（電子メール）をもって行う。
 - ・質疑書の指定様式は、町ホームページからダウンロードする。

4 現場説明会

行わない。

5 評価項目算定資料の提出

- (1) 入札に際し、価格以外の評価を行うために必要な資料（以下、「評価項目算定資料」という。）の提出を求める。
- (2) 提出する書類
 - ① 評価項目算定資料の提出について（様式 6 号）
 - ② 評価点算定資料一覧表（様式 6－1 号）及び添付資料
 - ③ 施工実績評価資料（様式 6－2 号）及び添付資料
 - ④ 配置予定技術者評価資料（様式 6－3 号）及び添付資料
 - ⑤ 地域活動の実績資料（様式第 6－4 号）及び添付資料
 - ⑥ 誓約書（様式第 6－5 号）
- (3) 評価項目算定資料は、提出期限までに次の宛先へ送付（※必着）すること。

〒329-0696 河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

上三川町役場 総務課 管財係

- (4) 入札者は、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできない。
(5) 評価項目算定資料を提出しない者が提出した入札書は無効とする。

6 総合評価に関する結果公表

- (1) 「価格以外の評価点」は入札者に通知する。
(2) 入札者は、自らの「価格以外の評価点」について、「価格以外の評価に係る疑義について（様式第 7 号）」により疑義の照会ができる。「価格以外の評価に係る疑義について（照会）」の提出は電子メールによるものとする。
(3) (2)の疑義により「価格以外の評価点」を修正した場合は、(1)に準じて通知する。
(4) 総合評価点は、落札者が決定した日から起算して 2 日以内（町の休日を除く。）に町ホームページに公表する。

7 入札方法

- (1) 入札は電子入札によるものとし、持参・郵送によるものは認めない。なお、事前に申請があり、特にやむを得ないとして認められた場合については、この限りでない。
(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、上三川町建設工事等執行規則（昭和 60 年規則第 3 号）及び上三川町財務規則（平成 10 年規則第 16 号）等関係法令等を遵守すること。
(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(5) 入札の引換え、又は変更は認めない。
(6) 入札回数は 1 回とする。
(7) 入札期限までに入札がされなかつた場合は、入札辞退として取り扱う。

8 落札者の決定方法

- (1) 総合評価点の算定は、開札後、速やかに行う。
(2) 落札候補者の決定

総合評価点算定の結果、予定価格の制限の範囲内で総合評価点の最も高い者を第 1 順位者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該第 1 順位者を落札候補者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

- (3) 低入札価格調査の実施

第 1 順位者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合において、第 1 順位者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を第 1 順位者とすることがある。

(4) 落札者の決定

落札候補者は、学識経験者の意見聴取を行い適格と認められれば、一般競争入札参加資格委員会において落札者として決定する。ただし、学識経験者の意見聴取を省略した場合は、一般競争入札参加資格委員会において決定する。

9 開札の立会

開札の立会は要しない。

10 工事費内訳書

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

・工事費内訳書の指定様式は、町ホームページからダウンロードする。

(2) 工事費内訳書は、入札書を提出する際に添付すること。

(3) 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。

(4) 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

(5) 工事費内訳書に関する取扱いは次のとおりとする。

① 工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。

② 提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

③ 工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、当該入札者を失格とする。

11 入札保証金：免除

12 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 入札参加資格確認手続き

(1) 開札後に、落札候補者とするための入札参加資格の確認を行うので、第1順位者は、次により、入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 確認書類

・事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格要件確認申請書
・事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認書類

② 確認書類の交付

・確認書類の指定様式は、町ホームページからダウンロードする。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求められた日から起算して2日以内（町の休日を除く。）とする。

② 提出場所：上三川町総務課（2階）

③ 提出方法

・持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札候補者の可否については、確認書類が提出された日から起算して 2 日以内（町の休日を除く。）に通知する。
- (4) 第 1 順位者は、入札参加資格を有すると認められなかつた場合は、(3)の通知を受けた日から起算して 2 日以内（町の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせができる。
- (5) 第 1 順位者が提出期限内に(1)に定める確認書類を提出しないときは、当該第 1 順位者のした入札は効力を失う。

14 請負契約書作成：要する。

15 契約書及び入札（見積）書を定めている上三川町建設工事等執行規則等については、次において閲覧できる。

- ・上三川町総務課（2 階）
- ・上三川町ホームページ <https://www.town.kaminokawa.lg.jp>（上三川町例規集）
なお、契約書・入札書の書式については
ホームページ>>行政情報>>申請書ダウンロード>>入札・契約書式のダウンロード にて掲示
<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0042/info-0000000037-0.html>

16 入札の執行中止等

- (1) 不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。
- (2) 上記の場合、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

17 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札で、工事費内訳書が提出されない入札。
 - ② 期日までに評価項目算定資料が提出されない入札。
 - ③ 入札書と工事費内訳書の案件名が異なる入札。
 - ④ 入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札。
 - ⑤ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) (1)の⑤に該当する場合には、当該工事に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 参加申請後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において、1 の資格要件及び入札公告に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 総合評価点が同一の場合

第 1 順位者が 2 者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、当該入札者に連絡を取り、事後審査を実施し、参加資格が認められたのち、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定するものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に關係のない職員がくじを引くものとする。

19 中間前金払について

- (1) 請負代金額が 300 万円以上の工事（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年

度の出来高予定額が 300 万円以上の工事)については、中間前金払を請求できるものとする。

- (2) 債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が 300 万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求できる工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

20 中間前金払の請求

- (1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の 2 分の 1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1) を経過し、かつ、工程表により工期の 2 分の 1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1) を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の 2 分の 1) 以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 部分払を行った後は、中間前払金の支払を請求することはできない。

21 部分払の請求

中間前金払の支払を請求した後であっても部分払を請求することができる。

22 配置技術者

- (1) 監理技術者とは、建設業法第 27 条の 18 に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請日現在で 3 か月以上雇用していることをいう。

23 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。
- (2) 本町では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。
ただし、3 か月以上雇用していることは必要としない。

24 低入札価格調査制度

予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が工事価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 9.2 を乗じて得た額、その額が工事価格に 10 分の 8 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 8 を乗じて得た額）から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額（ただし、土木工事、舗装工事以外の工事はこれに 10 分の 9.5 を乗じて得た額）
- ② 共通仮設費の額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

25 低入札価格調査制度に該当した場合（失格基準価格の設定）

(1) 一次判定

最低価格が低入札調査基準価格を下回った場合、落札の決定を保留し、まず、一次判定を実施する。

この一次判定では、下位 5 者（入札者が 5 者未満のときは当該入札者）の入札価格の平均値に 100 分の 85 を乗じて得た額（千円未満切捨て）を失格値とし、当該最低価格が失格値を下回った場合には、以後の低入札価格調査を行うことなく、当該最低価格入札者を失格とする。

(2) 二次判定

一次判定の結果、最低価格が、失格値以上の場合には、二次判定を実施する。

この二次判定では、次の二項目の数値的判断基準を一つでも満たさなければ、当該最低価格入札者を失格とし、両項目とも満たしていれば、調査書類の提出を求め低入札価格調査を実施する。

① 当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、町の設計における直接工事費の 90 %以上であること。

② 当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の総額）が、町の設計における諸経費の 68 %以上であること。

26 低入札価格調査制度に該当した場合（ダンピング受注工事対策）

低入札調査基準価格を下回って受注した工事については、下記の対策を行う。

(1) 契約保証金額は契約金額の 10 分の 3 以上とする。（通常 10 分の 1 以上）

(2) 契約不適合責任の存続期間は次のとおりとする。

適用工事については、工事目的物の引渡しを受けた日から 3 年以内、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年 6 ヶ月が経過する日までとする。

(3) 前払金を請負代金額の 10 分の 2 以内へ減額する。（通常 10 分の 4 以内）

(4) 現場代理人と主任技術者等の兼任を禁止する。

(5) 下請け契約を行う場合は、下請け契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳の作成・提出を義務付ける。

(6) 監督業務及び施工体制点検・安全パトロールを強化する。

(7) 工事コスト調査及び下請契約状況等調査を実施する。

27 その他

(1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。

調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。

(2) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り上三川町内業者へ発注するように努めること。

② 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り上三川町内業者へ発注するように努めること。

(3) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。

(4) 提出された工事費内訳書に記載された金額については、情報公開請求の対象とする。